

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

令和6年度実績

令和7年度計画

令和7年6月

目 次

1	令和6年度事業報告	1
2	令和6年度計算書類	13
3	監査報告書（写し）	20
	（1, 2は令和7年6月17日第16回評議員会で承認）	
4	令和7年度事業計画書	21
5	令和7年度収支予算書	25
	（4, 5は令和6年3月19日第38回理事会で承認）	
6	組織図	26
7	役員名簿	27
8	基本財産の構成	28
9	定 款	29

令和6年度事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

I 庶務の概要

1 会議等

(1) 理事会

年月日	事項	主な内容
R6.6.6	第36回理事会 (ホテル白萩)	1. 令和5年度事業報告及び財務諸表の承認 2. 評議員及び役員の辞任に伴う後任者の推薦 3. 投資有価証券の買換えの承認 4. 第15回定時評議員会開催の設定 <報告事項> 1. 代表理事等の職務執行状況の報告 2. 宮城県公益認定委員会による立入検査の結果
R6.6.24	第37回理事会 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 副理事長の選定
R7.3.19	第38回理事会 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 令和7年度事業計画及び収支予算の承認 2. 賃金規程の一部改定 3. 利益相反取引の承認 <報告事項> 1. 代表理事等の職務執行状況の報告 2. 資産運用の経過報告

(2) 評議員会

年月日	事項	主な内容
R6.6.24	第15回評議員会 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 令和5年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認 2. 理事の選任 3. 監事の選任 4. 評議員の選任 5. 定款の一部改正の承認 6. 役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部改正の承認 7. 投資有価証券の買換えの承認

(3) 監査

年月日	事項	主な内容
R6.5.7	定期監査 (森林組合会館 3F 会議室)	1. 代表理事等の職務の執行状況 2. 令和5会計年度の事業報告及び決算

2 登記に関する事項（仙台法務局）

年月日	事 項
R6. 6. 26	評議員及び役員の変更に伴う変更登記
R6. 7. 29	改印(実印)の届出

3 認定法に基づく報告事項（宮城県知事）

年月日	事 項
R6. 6. 25	令和 5 年度事業報告等の提出
R6. 7. 11	公益目的事業の変更, 定款の変更, 役員の変更, 役員の報酬等支給の基準の変更の届出
R7. 3. 28	令和 7 年度事業計画書等の提出

4 役員等に関する事項

(1) 評議員（任期 4 年：令和 7 年定時評議員会まで）

職 名	氏 名	所属・職名
評議員（会長）	清 和 研 二	東北大学名誉教授
評議員	大信田 知 英	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
評議員	佐 藤 千 昭	栗原市市議会議員
評議員	大久保 正 也	農林中央金庫仙台支店副支店長
評議員	高 橋 壯 輔	一般社団法人宮城県林業公社理事長
評議員	早 坂 みどり	住空間工房代表

(2) 理 事（任期 2 年：令和 7 年定時評議員会まで）

職 名	氏 名	所属・職名
理事（理事長）	大 内 伸 之	宮城県森林組合連合会代表理事会長
理事（副理事長）	大 類 清 和	宮城県水産林政部林業振興課長
理事（常務理事）	浅 野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務
理事	佐々木 孝 弘	仙台市経済局次長
理事	後 藤 勉	加美町森林整備対策室長
理事	高 橋 長 晴	南三陸森林組合代表理事組合長
理事	米 澤 光 秀	宮城県木材協同組合理事長

(3) 監 事（任期 4 年：令和 7 年定時評議員会まで）

職 名	氏 名	所属・職名
監事	小 野 和 宏	宮城県町村会理事兼事務局長
監事	村 上 泰 介	宮城県水産林政部森林整備課長
監事	結 城 淳	宮城中央森林組合代表理事組合長

※ 役員等の所属・職名は就任時のもの。

II 公益事業

1 公益目的 1

1) 普及啓発事業 (運用益)

森林の働きや森林管理及び森林整備の重要性、木の良さ等を広く一般に啓発するため、第17回「みやぎの森林・林業写真コンクール」を開催して応募作品の展示・公開を行ったほか、森林資源の循環に資する森林づくり活動に支援した。また、県内事業体の活動紹介と併せ、各種研修案内など林業に関する情報を広く発信するため、情報誌である「MIYAGI FORESTRY JOB NAVI Vol.2」を発刊し関係機関に広く配布した。

<p>第17回写真コンクール 募集テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎの森林に生きる ・宮城の森林の恵み ・宮城の森林のぬくもり 	<p>応募 53名(男44名, 女9名), 出品数113点</p> <p>展示 ・東北電力グリーンプラザ (アクアホール) 12月10日~12月14日 来場者1,081人</p> <p>・県民の森中央記念館展示ホール 2月1日~2月27日</p>
<p>宮城の林業と働きたい人を結び未来へと繋いでいく情報誌「MIYAGI Forestry Job Navi」Vol.2</p>	<p>内容 ・林業事業体の特徴的な取組の紹介 (林業NOW: スマート林業, 防災・減災) (誌上職場見学: バイオマス・木材利用)</p> <p>・就職までの流れ, 各種研修情報 等</p>



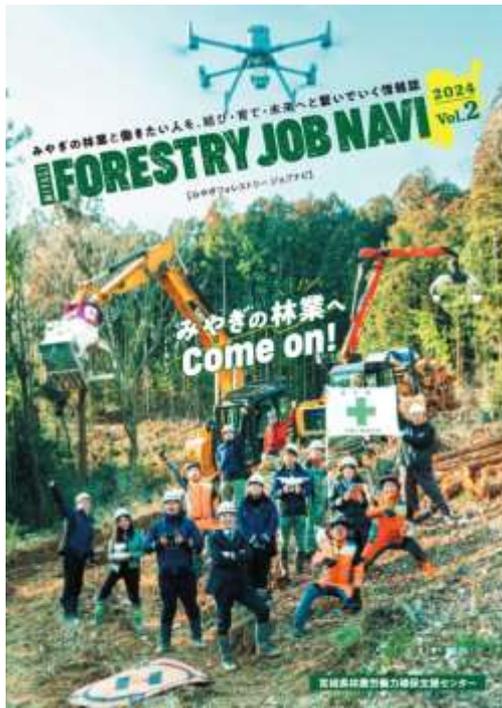
最優秀賞「台原森林公園」



優秀賞「沼の見張り役」



優秀賞「杉並木」



「MIYAGI FORESTRY JOB NAVI」(Vol.2)

2 公益目的2

1) 森林整備担い手対策基金事業 (運用益, 補助: 宮城県)

林業雇用環境の改善に向けて, 事業主が負担する共済掛金の一部に対して助成を行った。また, 林業従事者の社会保険等の加入促進に向けて, チラシの配架や事業体への助言を行った。

助成先	人数	助成金額	助成内容
森林組合(16), 県森連 林業事業体(30)	304人 248人	5,653,000円 4,837,000円	林退共等の共済掛金
計	552人	10,490,000円	運用益:8,290千円 県補助:2,200千円

3 公益目的3

1) 林業担い手育成確保対策事業 (運用益, 委託: 全森連)

林業労働力の確保・育成に関する情報交換を図るため, 林業労働力確保支援センター運営協議会を開催した。なお, 宮城労働局との連携強化を図るため, 同局が主催する「林業雇用改善推進会議」との合同開催として実施した。

その他, 林業への新規就業促進と職場定着を図るため, 労確センターの林業雇用管理改善アドバイザーと連携し, 林業事業体の雇用管理改善を支援する研修を開催したほか, 事業体の雇用改善の取組を補佐するため, 個別相談会を実施した。

- ① 林業労働力確保支援センター運営協議会及び林業雇用改善推進会議合同会議
 日時: 令和7年1月29日
 委員数: 10名
 内容: 関係者による雇用情勢・林業労働力対策等に関する意見交換
 (宮城労働局, 宮城県, 労確センターの各者から情報提供)

- ② 雇用管理改善研修・事業体の雇用改善に関する個別相談
 林業雇用管理研修会 (第1回)
 日時: 令和6年7月24日
 参加者: 12事業体 (森組6, 民間6), 参加者19
 林業雇用管理個別相談会 (第1回)
 日時: 令和6年7月26日
 参加者: 2事業体 (森組1, 民間1)
 林業雇用管理研修会 (第2回)
 日時: 令和6年11月12日
 参加者: 14事業体 (森組6, 民間8), 参加者24
 林業雇用管理個別相談会 (第2回)
 日時: 令和6年11月13日
 参加者: 4事業体 (森組2, 民間2)



研修の実施状況



個別相談の実施状況

2) 無料職業紹介事業

厚生労働大臣の許可を受け、林業分野の求人求職の紹介斡旋を行った。また林業就業支援業務等の受講生や一般参加者を対象に林業企業による合同面接会を実施した。

ア 求人求職紹介斡旋

区分	令和6年度	令和5年度
求人依頼	28事業体(70名)	30事業体(68名)
求職応募	55名(うち就業決定8名) ※研修等の受講斡旋(7名) (受講者の就業5名)	12名(うち就業決定6名) ※研修等の受講斡旋(5名) (受講者の就業4名)

イ 林業企業合同説明会

日時	令和6年11月30日(土) 10:00~15:00
場所	エスポールみやぎ(宮城県青年会館)大会議室
参加者	(求人)19事業体 相談者(16名:男性15名 女性1名)



会場の様子①



会場の様子②



個別事業体による就業相談①



個別事業体による就業相談②

3) 就労環境改善事業 (補助：宮城県)

林業事業者等が就業者の安全な作業を確保するため、安全防具等の装具を整備する経費の一部を助成した。(助成事業者数：16)

品名	数量		品名	数量	
	R6	R5		R6	R5
ヘルメット	14	76	かかり木処理	3	28
無線機付ヘルメット	16	-	救急用担架・医療セット	30	9
防護作業衣	85	213	無線機(レシーバー)	26	-
防護作業靴	112	62	その他	6	-
空調服	100	89	合計	392	477

4) 宮城県森林マネジメント力強化支援業務 (委託：宮城県)

事業者の経営安定化に向けて、経営ビジョン策定や課題解決の検討など実践的研修を通して、経営感覚の醸成と意識改革を促す研修を実施した。また、森林施業プランナー等の実践力向上に向け、コスト分析や現場実践の支援研修を実施した。

区分	回数	参加事業者数及び参加者数
経営管理者向け講演会	1回	17事業者(森林組合7, 民間10), 35名
経営管理者向け研修	4回	5事業者(森林組合4, 民間1), 7人
森林施業プランナー力強化研修	3回 (8日)	5事業者(森林組合4, 民間1), 12人



経営者層向け講演会



経営者層向け研修



プランナー力強化研修(個別)



プランナー力強化研修(事業者訪問)

5) **OJT体制強化研修業務** (委託：宮城県)

事業体の安定的経営と効果的な人材の育成・定着に向けて、最大の課題である労働安全意識の向上と労働災害等の未然防止、就業環境改善などをテーマに、OJT（職場内訓練）の実行を支援するための研修を実施した。

区 分	回数	参加者数等
指導機関向け研修	1回	県関係者 11名
事業体管理職員向け研修	1回	7事業体（森林組合4, 民間3）, 10人
事業体経営者向け研修	1回	9事業体（森林組合4, 民間5）, 9人



講演の状況



指導機関向け研修



事業体管理職員向け研修



事業体経営者向け研修

4 **公益目的4**

1) **林業就業支援業務** (委託：宮城県, 委託：全森連)

林業への就業を希望される方または強く興味を持つ方に対し、事前に森林・林業の基礎知識を学び、また、林業技術の実務体験を通じて、林業への就業意識を醸成する機会として講習等を実施し、円滑な就業に向けた支援を行った。

ア 林業就業支援講習

林業事業体への就業を希望する方を支援するため、講習を平日に集中開催する。

講習期間	日 数	受講者(人)		
		男	女	計
R6. 11. 12~R6. 11. 27	12日間	8	0	8



座学の状況



体験実習の状況

イ 新規林業就業者育成支援研修

林業事業者への就業を希望する現在就業中の方を支援するため、研修を土曜日又は日曜日に開催する。

講習期間	日 数	受講者(人)		
		男	女	計
R6. 6. 9～R6. 11. 9	10 日間	11	3	14



シミュレーター(ハーベスタ)の体験実習



林業事業者の現場体験

ウ インターンシップの実施

就労意欲が高く、早急な就業を希望される方に対し、事業者とマッチングを行い、実際の現場で作業を見学・体験してもらい、円滑な就業を支援した。

講習期間	日 数	受講者(人)		
		男	女	計
R6. 11. 9	1 日間 (※)	1	1	2

※ 2 日間の計画を悪天候により 1 日中止



事業体の概要説明



造林作業体験

2) 山仕事ガイダンス開催業務 (委託：宮城県)

林業に興味のある人や就業を考えている人の意識高揚と併せて、林業の実態を理解してもらうため、林業事業者による仕事内容や就業後の支援内容、森林・林業の現状や就業までの流れと就業後の支援内容の紹介、林業現場の見学などを実施した。

回	年月日	時間	研修項目
1	6月15日(土) 申込5名, 参加4名	①10時~12時 ②13時~15時	○林業の現状について ○林業への就業について
2	9月14日(土) 申込4名, 参加3名	①10時~12時 ②13時~15時	○林業事業者からの説明 ○個別相談
3	12月7日(土) 申込6名, 参加6名	10時~15時	○林業の現状について ○林業への就業について ○作業現地見学と疑似体験



林業事業者からの説明



林業の現状について



林業作業の現地見学



シミュレーター(ハーベスタ)による操作体験

3) 「緑の雇用」担い手確保支援事業 (委託: 全森連)

事業を活用する認定林業事業体に対し、研修事業計画・事業実績の作成・指導及び監督・検査を実施するとともに、就業者(研修生)に対する集合研修を実施した。

研修区分	研修日数(日)	受講者(人)
フォレストワーカー(1年目)集合研修	22	16
フォレストワーカー(2年目)集合研修	25	15
フォレストワーカー(3年目)集合研修	21	12
フォレストワーカー(事業体OJT)研修	8ヶ月	43
フォレストリーダー研修	16	10



書類検査



【監督検査】



事業体のOJT研修



集団討議の状況



【集合研修】



伐木・造材実習



フォワーダ操作実習



【集合研修】



森林調査・測量実習

4) メンテナンス技術等支援業務 (委託：宮城県)

高性能林業機械のメンテナンスに関する知識と技能を習得するため、日常の保守・点検及び脱着手順等を学び、簡易な故障の際に緊急対応ができる操作者を養成した。

研修の名称	開催年月日・受講者数
高性能林業機械メンテナンス技術等支援研修(1回目)	令和6年9月10日・7名
高性能林業機械メンテナンス技術等支援研修(2回目)	令和6年10月3日・6名



学科研修



技術実習

5) 安全講習等助成支援事業 (委託：宮城県)

ア 伐倒技術指導者養成研修

県内で重大林業労働災害が頻発する背景から、伐倒における労災事故の撲滅に向けて、安全で正確な伐倒技術を習得し、新人等に的確なコーチングができる指導者の養成を図った。また、指導を補佐する指導マニュアル(案)を作成した。

区分	期間	日数	備考
Check&Clinic 研修	令和6年5月14日～5月17日 令和6年5月28日～5月31日	8日	受講者 3名
指導者養成研修	令和6年4月9日～4月12日 令和6年4月22日～4月26日	11日間	受講者 3名 Check&Clinic 研修修了者
	令和6年6月11日～6月12日		成果発表会
指導マニュアル作成研修	令和6年6月25日～6月27日	3日間	受講者 4名 指導者養成 研修修了者



Check & Clinic 研修(フォーム再確認)



Check & Clinic 研修(正確に狙える伐倒)



指導者養成研修状況



指導者養成研修(成果発表会)状況



伐倒技術指導者認定式



指導マニュアル作成研修(実践指導)

イ 安全講習・技能講習等助成

認定事業体や育成経営体等に所属する従事者が安全な作業を行うのに必要な「安全講習」や「技能講習等」の受講に要した経費の一部を助成した。

講習項目	事業体数	受講者(人)
刈払機取扱作業安全衛生教育	5	11
伐木の業務に係る特別教育	6	27
荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育	—	—
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	7	11
不整地運搬車運転技能講習	3	3
小型移動式クレーン運転技能講習	—	—
玉掛け技能教習	1	1
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	—	—
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	1	3
簡易架線集材装置等の運転業務	—	—
高所作業車運転技能講習	7	13
ドローン操縦技能講習	—	—
合計	30	69

注) 事業体数の合計は実事業体数, 受講者数の合計は延べ人数

貸借対照表

令和7年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	56,545,374	15,019,596	41,525,778
未収金	1,023,942	37,893,122	△ 36,869,180
前払費用	539,000	0	539,000
貯蔵品	4,073	16,006	△ 11,933
流動資産合計	58,112,389	52,928,724	5,183,665
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	626,201,831	647,677,262	△ 21,475,431
預け金	929	0	929
基本財産合計	626,202,760	647,677,262	△ 21,474,502
(2) 特定資産			
什器備品	605,469	1,816,406	△ 1,210,937
特定資産合計	605,469	1,816,406	△ 1,210,937
(3) その他固定資産			
リース資産(有形)	2,001,279	2,668,372	△ 667,093
その他資産合計	2,001,279	2,668,372	△ 667,093
固定資産合計	628,809,508	652,162,040	△ 23,352,532
資産合計	686,921,897	705,090,764	△ 18,168,867
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	380,022	460,039	△ 80,017
リース債務	664,495	641,906	22,589
未払金	37,315	511,551	△ 474,236
未払消費税等	972,600	749,300	223,300
流動負債合計	2,054,432	2,362,796	△ 308,364
2. 固定負債			
長期リース債務	1,400,290	2,064,785	△ 664,495
固定負債計	1,400,290	2,064,785	△ 664,495
負債合計	3,454,722	4,427,581	△ 972,859
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
補助金	560,370	1,681,110	△ 1,120,740
出捐金	500,000,000	500,000,000	0
寄付金	99,761	99,761	0
基本財産評価差額	124,531,828	145,974,932	△ 21,443,104
指定正味財産合計	625,191,959	647,755,803	△ 22,563,844
(うち基本財産への充当額)	(624,631,589)	(646,074,693)	(△ 21,443,104)
(うち特定資産への充当額)	(560,370)	(1,681,110)	(△1,120,740)
2. 一般正味財産			
一般正味財産	58,275,216	52,907,380	5,367,836
(うち基本財産への充当額)	(1,571,171)	(1,602,569)	(△ 31,398)
(うち特定資産への充当額)	(45,099)	(135,296)	(△ 90,197)
正味財産合計	683,467,175	700,663,183	△ 17,196,008
負債及び正味財産合計	686,921,897	705,090,764	△ 18,168,867

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	25,499,206	26,425,219	△ 926,013
基本財産受取利息	25,499,206	26,425,219	△ 926,013
② 補助金収益	7,258,740	7,525,720	△ 266,980
受取地方公共団体補助金	6,138,000	6,292,000	△ 154,000
受取民間助成金	0	112,980	△ 112,980
受取補助金振替	1,120,740	1,120,740	0
③ 委託事業収益	59,115,736	56,584,883	2,530,853
森林づくり事業収益	814,000	814,000	0
林業雇用管理改善事業収益	2,912,856	2,770,066	142,790
森林マネジメント事業収益	4,930,000	5,760,000	△ 830,000
OJT体制強化事業収益	1,185,000	0	1,185,000
林業就業支援事業収益	2,115,045	2,075,302	39,743
新規林業就業者育成支援事業収益	6,641,000	5,921,000	720,000
山仕事ガイダンス事業収益	3,174,000	3,259,000	△ 85,000
緑の雇用育成事業収益	23,573,835	23,425,515	148,320
メンテナンス技術等委託収益	1,272,000	1,276,000	△ 4,000
安全講習支援委託収益	12,498,000	11,284,000	1,214,000
④ 雑収益	18,597	8,535	10,062
受取利息	18,597	285	18,312
雑収益	0	8,250	△ 8,250
経常収益計	91,892,279	90,544,357	1,347,922
(2) 経常費用			
① 事業費	84,847,035	79,854,833	4,992,202
給料手当	22,671,639	21,571,763	1,099,876
臨時雇賃金	44,400	22,000	22,400
福利厚生費	3,883,502	3,511,685	371,817
会議費	112,375	0	112,375
旅費交通費	4,868,649	4,764,204	104,445
通信運搬費	272,673	261,350	11,323
減価償却費	1,854,428	1,847,563	6,865
消耗什器備品費	19,300	94,138	△ 74,838
消耗品費	1,281,208	1,106,982	174,226
修繕費	79,640	0	79,640
印刷製本費	27,500	73,700	△ 46,200
賃借料	3,253,179	3,417,635	△ 164,456
保険料	155,020	128,690	26,330
諸謝金	13,476,826	12,655,336	821,490
租税公課	1,650,800	1,354,500	296,300
支払手数料	1,291,084	1,210,937	80,147
支払助成金	14,018,627	13,354,400	664,227
委託費	10,016,697	10,754,208	△ 737,511
広告宣伝費	5,009,226	2,921,215	2,088,011
支払利息	81,134	92,786	△ 11,652
雑費	779,128	711,741	67,387

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
② 管理費	1,623,854	3,594,934	△ 1,971,080
役員報酬	73,500	56,000	17,500
給与手当	990,029	1,458,482	△ 468,453
福利厚生費	170,374	381,515	△ 211,141
会議費	4,474	56,414	△ 51,940
旅費交通費	112,315	206,574	△ 94,259
通信運搬費	2,734	3,735	△ 1,001
減価償却費	23,602	30,467	△ 6,865
消耗什器備品費	35,660	0	35,660
消耗品費	21,143	20,440	703
賃借料	15,822	42,682	△ 26,860
租税公課	41,600	41,400	200
支払手数料	50,371	84,628	△ 34,257
支払負担金	50,000	50,000	0
支払利息	2,960	4,440	△ 1,480
委託費	15,840	1,034,000	△ 1,018,160
広告宣伝費	6,019	102,960	△ 96,941
雑費	7,411	21,197	△ 13,786
経常費用計	86,470,889	83,449,767	3,021,122
評価損益調整前経常増減額	5,421,390	7,094,590	△ 1,673,200
基本財産評価損益等	△ 58,625	218,883	△ 277,508
基本財産売却損益	5,071	0	5,071
評価損益等計	△ 53,554	218,883	△ 272,437
当期経常増減額	5,367,836	7,313,473	△ 1,945,637
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
前期損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,367,836	7,313,473	△ 1,945,637
一般正味財産期首残高	52,907,380	45,593,907	7,313,473
一般正味財産期末残高	58,275,216	52,907,380	5,367,836
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産受取利息	25,499,206	26,425,219	△ 926,013
② 基本財産評価損益等	△ 23,473,682	87,642,414	△ 111,116,096
③ 基本財産売却損益	2,030,578	0	2,030,578
一般正味財産への振替額	△ 26,619,946	△ 27,545,959	926,013
当期指定正味財産増減額	△ 22,563,844	86,521,674	△ 109,085,518
指定正味財産期首残高	647,755,803	561,234,129	86,521,674
指定正味財産期末残高	625,191,959	647,755,803	△ 22,563,844
III 正味財産期末残高	683,467,175	700,663,183	△ 17,196,008

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・・・定額法によっている。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券ほか	647,677,262		21,474,502	626,202,760
小計	647,677,262		21,474,502	626,202,760
特定資産				
什器備品	1,816,406		1,210,937	605,469
小計	1,816,406	0	1,210,937	605,469
合計	649,493,668	0	22,685,439	626,808,229

3. 基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	626,202,760	(624,631,589)	(1,571,171)	()
小計	626,202,760	(624,631,589)	(1,571,171)	()
特定資産				
什器備品	605,469	(560,370)	(45,099)	()
小計	605,469	(560,370)	(45,099)	()
合計	626,808,229	(625,191,959)	(1,616,270)	()

4. 固定資産の取得価額、減価償却費累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却費累計額	当期末残高
什器備品	6,054,685	5,449,216	605,469
リース資産	3,335,465	1,334,186	2,001,279
合計	9,390,150	6,783,402	2,606,748

5. 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
森林整備担い手対策事業 (みやぎ林業活性化基金助成)	宮城県	0	2,200,000	2,200,000	0	—
森林整備担い手対策事業 (林業労働力確保支援センター支援)	宮城県	0	1,838,000	1,838,000	0	—
森林経営管理市町村支援事業 (就労環境改善)	宮城県	0	2,100,000	2,100,000	0	—
森林経営管理市町村支援事業 (安全講習・技能講習等等助成支援)	宮城県	1,681,110	0	1,120,740	560,370	指定正味財産
合 計		1,681,110	6,138,000	7,258,740	560,370	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	25,499,206
減価償却費計上による振替額	1,120,740
計	26,619,946

7. その他

(1) 当財団は、基本財産501,348,740円を投資有価証券で運用しており、令和5年3月28日の第32回理事会及び令和5年6月19日の第14回評議員会の決議に基づき、その期末の時価を基本財産の額として貸借対照表及び財産目録における基本財産に係る投資有価証券の価額に計上している。

(2) リース取引関係

ファイナンス・リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

 その他固定資産・・・リコー複合機 RICOH Pro C5300S

② 減価償却の方法

 1. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

附属明細書

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載している。

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・数量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金	12,955
預金	普通預金 (七十七銀行一番町支店)	運転資金	56,532,419
未収金	宮城県森林組合連合会委託業務 全国森林組合連合会委託業務	公1 森林づくり支援センター委託業務の未収金 公4 緑の雇用委託業務の未収金	814,000 209,942
前払費用	株式会社マイナビ	求職仲介システムの前払費用	539,000
貯蔵品	切手	公益目的事業との共用資産	2,960
	イクスカ	公益目的事業との共用資産	1,113
流動資産合計			58,112,389
(固定資産)			
基本財産 投資有価証券ほか	三菱UFJフィナンシャル・グループ米ドル建社債(岡三証券)他	公益目的保有財産との共用資産であり、運用益も共用としている。	626,202,760
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産501,348,740円を投資有価証券で運用している ・基本財産の内訳 <li style="padding-left: 20px;">指定正味財産：500,099,761円 <li style="padding-left: 20px;">一般正味財産：1,248,979円 <li style="padding-left: 40px;">計 501,348,740円 </div>		
特定資産 什器備品	伐倒練習機 1基 大衡村大衡字はぬ木14-1 宮城県林業技術総合センター	公益目的保有財産	605,469
その他 リース資産 固定資産	リコー複合機 RICOH Pro C5300S	公益目的保有財産との共用資産	2,001,279
固定資産合計			628,809,508
資産合計			686,921,897
(流動負債)			
預り金	職員 ほか	社会保険料等	380,022
リース債務	リコーリース株式会社	リコー複合機	664,495
未払金	タイムズ24株式会社ほか	カーシェアリング利用料ほか	37,315
未払消費税	仙台北税務署	令和6年度消費税	972,600
(固定負債)			
長期リース債務	リコーリース株式会社	リコー複合機	1,400,290
負債合計			3,454,722
正味財産			683,467,175

当財団は、基本財産を投資有価証券で運用していることから、その期末の評価額を基本財産の額とし、毎年度の計算書類において基本財産に係る投資有価証券の価額に計上することを令和5年3月28日の第32回理事會及び令和5年6月19日の第14回評議員會で決議している。

監査報告書

令和7年4月21日

公益財団法人みやぎ林業活性化基金
理事長 大内 伸之 殿

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

監事 小野 和宏



監事 村上 泰介



監事 結城 淳



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法により、当該年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監事意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和7年度事業計画

I 運営方針

様々な林業担い手対策事業の実施をとおして、林業労働者の就労条件や雇用環境の改善と新規就労者の育成・確保に努め、就労の面から本県林業の発展を支援して参ります。

なお、限られた財源を有効に活用し、効率的な事業展開と収支の適正な運用を図って参ります。

II 事業計画

【公益目的1】

1 普及啓発事業

宮城県が展開する「みやぎの木づかい運動2025実施計画」(策定中)の実行に資するため、「みやぎの森林・林業「写真」コンクール」を開催し、作品の募集や応募作品の展示公開等をとおして、森林の働きや森林管理の重要性について広く一般に啓発する。また、県内事業体の取組や労確センターが実施する各種研修を広く啓発するため情報誌を作成するほか、森林資源の循環に向けた森林づくり活動に支援する。

1) 写真コンクール

内 容	R7 年度	R6 年度
森林・林業「写真」コンクール	130 点	113 点

2) 情報誌の作成

林業事業体の取組・労確センターの実施研修に関する情報発信
新規林業就業者の確保に貢献する情報発信

3) みやぎ森林づくり活動の支援

一般県民に対する森林管理・森林整備等の重要性に関する啓発
再造林経費への一部助成等

【公益目的2】

1 森林整備担い手対策事業

林業従事者の就業環境改善を図るため、事業主が負担する林業退職金共済等掛金への一部助成と併せ、林業従事者の社会保険等への加入促進を図る。

事 業 内 容	助 成 額		
	R7 年度	R6 年度	増減
林業退職金共済等掛金助成 (助成対象者 組合系統 17, 民間事業体 30)	10,000 千円	10,490 千円	▲490 千円
※財源内訳 (県補助金)	(2,200 千円)	(2,200 千円)	(0 千円)
(基本財産運用益)	(7,800 千円)	(8,290 千円)	(▲490 千円)

【公益目的3】

1 林業担い手等育成確保事業

林業労働力の育成確保に係る課題等の協議のほか、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、事業主の雇用改善に関する指導・助言を行う。

① 林業労働力確保支援センター運営協議会の実施	1月下旬頃(1回)
② 林業雇用管理研修会の開催	7月・11月頃(2回)
③ 林業雇用管理個別相談会の実施	8月・11月頃(2回)
④ 林業就業支援地域アドバイザー等による指導	随時

2 無料職業紹介所事業

1) 職業安定法に基づく求人求職情報の紹介・斡旋

① 求職者からの就業相談等(来所・メール・システム利用者ほか)	随時
② 求人情報の発信(来所・依頼ほか)	随時

2) 林業企業合同説明会

一般向けの説明会のほか、「Forest Job ハイスクール」として高校生に対する説明会を開催する。

【一般向け】
開催時期：11月下旬頃(1回)
参加事業体：10事業体以上
参加相談者：20名以上

【高校生向け】
開催時期：6月頃(1回)
参加事業体：8事業体以上
参加相談者：15名以上

3 経営力強化支援事業

1) 林業マネジメント力強化支援事業

林業事業体の安定的経営の実現と就業環境の改善を図るため、意欲と能力のある林業経営体が設定した目標実現に向けた、事業実務者が行う実践活動のサポート研修や経営者層に対する経営ビジョンや組織改善策に対する研修など、実践力を培うための支援研修を実施する。

区 分	日 数	参加事業体数
事業マネジメント力強化研修の実施	延べ8日	4事業体
経営マネジメント力強化研修の実施	延べ5日	4事業体

2) 林業労働災害対策意識向上研修

林業事業体の経営者・実務責任者等を対象に労働安全意識の醸成や事業体の意識改革に取り組む契機となる研修を実施する。

開催時期：12月上旬頃(2回)
参加事業体：15事業体以上
参加者：20名以上

4 安全防具等整備助成支援

意欲と能力のある林業経営体等を対象に、就業者の安全な作業を確保するために整備する安全防具等の購入経費の一部を助成する。

内 容	R7年度	R6年度	増減
助成事業体数	35事業体	30事業体	5事業体増

【公益目的4】

1 新規林業就業者支援事業

新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、森林・林業の基礎知識習得や林業技術の実務体験を通じて林業への就業意識を醸成する講習等を実施する。また、円滑な就業を支援するため、事業体によるインターンシップを開催する。

1) 新規林業就業者育成支援研修

林業事業体への転職を希望する就業中の方を支援するため、研修を土曜日又は日曜日に開催する。

期 間	回 数	募集人員
6月～9月の土・日曜日に実施	9回程度	15名程度

2) 林業就業支援講習

林業事業体への就業を希望する方を支援するため、講習を平日に集中開催する。

期 間	回 数	募集人員
11月の平日に集中実施	12回程度	10名程度

2 「緑の雇用」担い手確保支援事業

認定事業体等が雇用した新規林業就業者に対し、森林・林業に関する専門知識や機械操作技能を習得させるための集合研修及び各事業体によるOJT研修の実施を支援する。

内 容	R7年度	R6年度	増 減
監督・指導・検査	21事業体	19事業体	2事業体増
集合研修 (FW1～3, FL)	67名	53名	14名増

3 林業機械メンテナンス技術等支援事業

高性能林業機械のメンテナンスに関する正確な知識と技能を習得し、故障に伴う作業ロスを最小限に抑えるための緊急対応等ができる現場技術者の育成を図る。

区 分	実施時期	期 間	募集人数
1回目	令和7年 9月上旬頃	1日	10名程度
2回目	令和7年 10月上旬頃	1日	10名程度

4 山仕事ガイダンス事業

林業への就業に関心のある方を対象に、就業意識の高揚に向け、林業事業体等による業務の紹介や現場作業体験のほか、森林・林業基礎講座、就業までの流れ及び就業後の支援内容の説明等の講座を実施する。また、全体の中の1回を「Forest Job ハイスクール」として高校生向けに実施する。

内 容	R7年度	R6年度	備 考
山仕事ガイダンス (3回)	25名	13名	5, 9, 11月頃

5 安全講習等支援事業

1) 伐倒技術指導者養成研修

林業における労働災害発生頻度は全産業の中でも突出しており、特にチェーンソーによる伐木作業時の発生が多いことから、労災事故防止に向けて、正確で安全な伐倒技術を身に着け、技術が未熟な新人等にコーチングできる指導員を養成する。

内 容	期 間	対象人数
Check&Clinic 研修	令和 7 年 5 月～6 月	4 名
指導者養成研修	令和 7 年 4 月～5 月	3 名：Check&Clinic 研修修了者
指導者養成研修成果発表会	令和 7 年 6 月	3 名：Check&Clinic 研修修了者
指導マニュアル作成研修	令和 7 年 7 月	3 名：指導者養成研修修了者
パブリックコーチ養成研修	令和 7 年 4 月～6 月	4 名：伐倒技術指導員認定者

2) 安全講習・技能講習等助成支援

意欲と能力のある林業経営体等を対象に、効率的な作業システムの習得や安全対策と技術力向上に向けて安全講習や技能研修等を受講する際の経費の一部を助成する。

内 容	R7 年度	R6 年度	増減
助成事業体数	35 事業体	30 事業体	5 事業体増

令和7年度収支予算

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

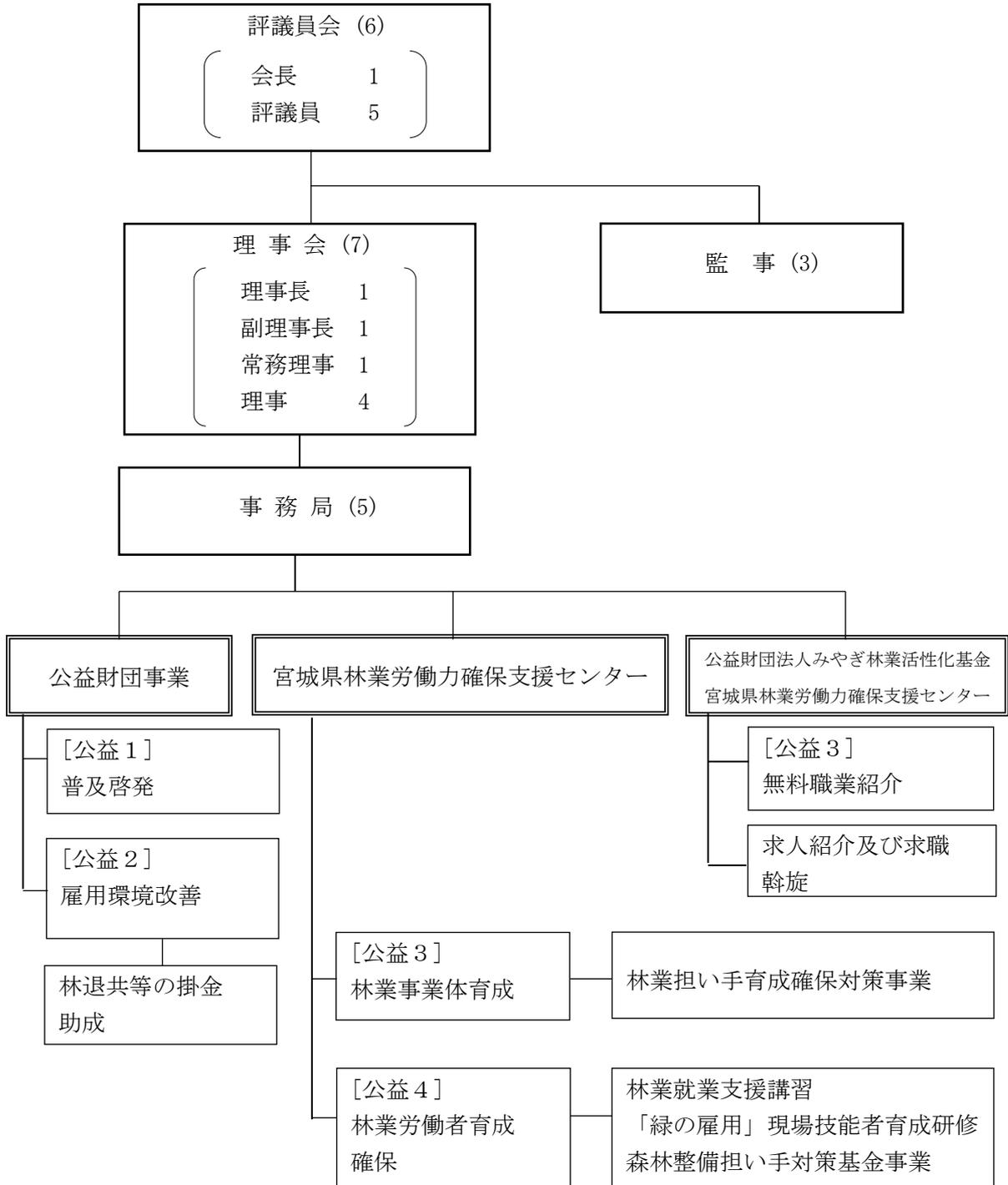
(単位：円)

項 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	20,000,000	20,000,000	0
基本財産受取利息	20,000,000	20,000,000	0
事業収益	63,734,000	57,284,000	6,450,000
雇用管理改善事業収益	2,550,000	2,850,000	△ 300,000
森林マネジメント事業支援	9,015,000	8,110,000	905,000
新規林業就業支援事業収益	11,064,000	8,830,000	2,234,000
緑の雇用担い手確保事業収益	21,000,000	21,000,000	0
メンテナンス技術等委託収益	1,682,000	1,500,000	182,000
山仕事がイノベーション事業収益	3,659,000	3,650,000	9,000
安全技能講習等委託収益	13,950,000	10,530,000	3,420,000
森林づくり事業収益	814,000	814,000	0
受取補助金等	6,138,000	6,292,000	△ 154,000
受取県補助金	6,138,000	6,292,000	△ 154,000
雑収益	60,000	30,200	29,800
受取利息	60,000	200	59,800
雑収益	0	30,000	△ 30,000
経常収益計	89,932,000	83,606,200	6,325,800
(2) 経常費用			
事業費	85,628,000	74,680,000	10,948,000
給与手当	22,000,000	22,320,000	△ 320,000
臨時雇用賃金	40,000	40,000	0
福利厚生費	3,600,000	3,350,000	250,000
旅費交通費	6,540,000	4,412,000	2,128,000
通信運搬費	270,000	295,000	△ 25,000
消耗品費	1,465,000	1,430,000	35,000
印刷製本費	130,000	140,000	△ 10,000
賃借料	3,685,000	4,355,000	△ 670,000
保険料	288,000	245,000	43,000
諸謝金	16,725,000	11,698,000	5,027,000
租税公課	1,380,000	1,550,000	△ 170,000
支払手数料	890,000	255,000	635,000
支払助成金	13,400,000	13,100,000	300,000
委託費	7,150,000	7,800,000	△ 650,000
広告宣伝費	7,700,000	3,560,000	4,140,000
雑費	365,000	130,000	235,000
管理費	3,460,000	3,710,000	△ 250,000
役員報酬	40,000	40,000	0
給与手当	1,650,000	450,000	1,200,000
福利厚生費	270,000	80,000	190,000
旅費交通費	20,000	20,000	0
通信運搬費	50,000	50,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
賃借料	10,000	10,000	0
諸謝金	100,000	200,000	△ 100,000
租税公課	10,000	10,000	0
支払手数料	200,000	200,000	0
支払負担金	50,000	50,000	0
委託費	950,000	840,000	110,000
広告宣伝費	50,000	1,700,000	△ 1,650,000
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	89,088,000	78,390,000	10,698,000
当期経常増減額	844,000	5,216,200	△ 4,372,200
2. 経常外増減の部		0	0
(1) 経常外収益		0	0
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用		0	0
投資有価証券売却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額	844,000	5,216,200	△ 4,372,200

系 組 織 図

(令和7年4月1日現在)

団体名：公益財団法人みやぎ林業活性化基金



公益財団法人みやぎ林業活性化基金 役員及び評議員名簿

令和7年6月改選

区 分	氏 名	所 属・役 職	摘 要
評議員会長	清 和 研 二	東北大学大学名誉教授	
評 議 員	高 橋 壯 輔	宮城県林業公社理事長	
評 議 員	大信田 知 英	宮城県水産林政部副部長(技術担当)	
評 議 員	大久保 正 也	農林中央金庫仙台支店副支店長	
評 議 員	佐 藤 千 昭	栗原市市議会議員	
評 議 員	早 坂 みどり	住空間工房代表	
理 事 長	大 内 伸 之	宮城県森林組合連合会代表理事会長	
副理事長	大 類 清 和	宮城県水産林政部林業振興課長	
常務理事	永 井 隆 暁	宮城県森林組合連合会代表理事専務	新 任
理 事	壹 岐 昇	仙台市経済局農林部長	新 任
理 事	後 藤 勉	加美町森林整備対策室長	
理 事	高 橋 長 晴	南三陸森林組合代表理事組合長	
理 事	米 澤 光 秀	宮城県木材協同組合理事長	
監 事	小 野 和 宏	宮城県町村会理事兼事務局長	
監 事	猪 内 太 郎	宮城県水産林政部森林整備課長	新 任
監 事	結 城 淳	宮城中央森林組合代表理事組合長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員 6 名 (任期 4 年 : 就任の日から令和 11 年度定時評議員会終結まで) ・ 理 事 7 名 (任期 2 年 : 就任の日から令和 9 年度定時評議員会終結まで) ・ 監 事 3 名 (任期 4 年 : 就任の日から令和 11 年度定時評議員会終結まで) 			

参 考

基本財産の構成（令和7年3月31日現在）

1	出捐金		
	宮城県	250,000,000	円
	宮城県内市町村	125,000,000	円
	宮城県内森林組合	100,000,000	円
	宮城県森林組合連合会	25,000,000	円
	出捐金計	500,000,000	円
2	寄付金	99,761	円
3	繰入金（基本財産造成）	200,239	円
	出資金計	500,300,000	円
4	繰入金（基本財産拡充）	1,048,740	円
	基本財産計	501,348,740	円

再掲

1	：出捐金	500,000,000	円
1～3	：出資金	500,300,000	円
1～4	：基本財産	501,348,740	円
1, 2	：指定正味財産	500,099,761	円
3, 4	：一般正味財産	1,248,979	円

公益財団法人 みやぎ林業活性化基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人みやぎ林業活性化基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、うるおいのある県民生活に欠くことのできない森林を守り育て、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るために、森林の適正な管理に関する啓発指導を行うとともに、林業労働者の育成・確保に努め、もって森林の活性化と農山村地域の振興・発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民・森林所有者に対する森林の適正管理の重要性等についての啓発指導
- (2) 林業機械作業システム開発等に関する調査研究
- (3) 生産性の高い機械化林業を確立するための人材の養成
- (4) 若年者等の新規参入を図るための就労環境の改善・整備の促進
- (5) 林業労働者の社会保障の充実
- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターに関する事業
- (7) 林業労働力の確保の促進を図るための無料の職業紹介業務
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、宮城県知事に届け出なければ

ならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、宮城県知事に届け出なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）

第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号のいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決裁により別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長又は副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決裁により別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は理事会の日の7日前までに、各役員に対して通知を発しななければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案

を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 補則

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第100条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は 鈴木 健一 とする。
- 4 第13条及び第29条の改正は、平成28年6月20日から施行する。
- 5 第23条第4項の改正は、平成29年6月13日から施行する。
- 6 第25条第4項の改正は、令和6年6月24日から施行する。